

令和 7 年度 三豊市成年後見制度利用促進審議会

日 時:令和 8 年 1 月 8 日(木)15:00~16:30

場 所:三豊市役所危機管理センター3 階 301・302 会議室

1. 開会

2. 会長及び副会長選任

3. あいさつ

4. 議題

(1)成年後見制度利用促進に関する取組について

- ・ 三豊市の取り組み状況
- ・ 医療施設及び高齢者施設等における身元保証に関するアンケート

(2)市民後見人養成状況について

(3)関係機関との連携について

- ・ 県社会福祉協議会
- ・ 医療機関、介護施設、障がい者施設
- ・ 専門職団体
- ・ 家庭裁判所

5. その他

6. 閉会

令和7年度 三豊市成年後見制度利用促進審議会 委員

(順不同、敬称略)

番号	所 属 名	委員
1	三豊・観音寺市医師会 理事	大塚 智丈
2	三豊市民生委員児童委員協議会連合会	前田 昭文
3	香川県弁護士会	秋月 智美
4	香川県司法書士会	原田 祥一郎
5	香川県社会福祉士会	三瀬 誠
6	高齢者分野関係者 (介護サービス事業者協議会 会長)	仁井 昌彦
7	高齢者分野関係者 (介護サービス事業者協議会 理事)	筒井 達也
8	障害者分野関係者 (三観地域自立支援協議会 代表)	熊川 宏美
9	学識経験者 (四国学院大学 教授)	西谷 清美
10	香川県社会福祉協議会 地域福祉部 部長	十河 真子
11	三豊市社会福祉協議会 事務局長	齊藤 康
12	三豊市社会福祉協議会 法人成年後見担当	土居 香織
13	高松家庭裁判所 次席書記官 (オブザーバー)	三好 良孝
14	高松家庭裁判所観音寺支部 書記官 (オブザーバー)	徳重 隆司

(行政・事務局)

	三豊市健康福祉部 部長	田中 昌和
	三豊市健康福祉部 福祉事務所 福祉課 課長	内田 雅人
	三豊市健康福祉部介護保険課 課長	組橋 延子
	三豊市地域包括支援センター センター長	大西 加余子

4. (1) 成年後見制度利用促進に関する取組について

・概況

総人口 60,093 人(令和 7 年 4 月時点)のうち、65 歳以上の人口が全体の 37.1%を占め、高齢化が進行している。

また、令和 5 年 10 月 1 日時点における 65 歳以上高齢者数の内、認知症高齢者(日常生活自立度Ⅱ以上)は 2,695 人であり、その割合は 11.9%となっている(第 9 期介護保険事業計画より)。

総人口	60,093 人
世帯総数	26,422 世帯
65 歳以上人口	22,299 人
高齢化率	37.1%

(令和 7 年 4 月 1 日住民基本台帳より)

・成年後見制度利用状況

市内の成年後見制度利用状況は、昨年と比べ増加している。

成年後見制度利用者数	65 歳以上	79 人	72 人(令和6年)	
	65歳未満	45人	46 人(令和6年)	
類型別利用者数	成年後見	保佐	補助	任意後見
	81 人	41 人	2 人	0 人

(令和7年8月1日高松家庭裁判所)

・成年後見制度に関する相談件数と首長申立

成年後見制度に関する相談件数は、昨年度より実件数、延べ件数ともに増加している。

項 目		R2	R3	R4	R5	R6
三豊市	成年後見制度に関する相談	258	358	335	181	303
	()内は実件数	(58)	(78)	(138)	(75)	(103)
	申立件数	23	22	17	13	12
	内首長申立件数	11	9	14	4	5
香川県	申立件数	325	296	280	293	268
	内首長申立件数	88	87	85	79	84

※高齢と障がいいを合算(件)

・三豊市成年後見人等報酬扶助

本人に活用できる財産がない場合等、三豊市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 5 条に基づき、成年後見人等に対する報酬の扶助を実施。

報酬助成申請	実件数
障がい関係	6 件
高齢者関係	5 件

(令和 6 年度申請分)

<広報活動>

・啓発セミナー

成年後見制度に関する啓発として、任意後見制度を知るセミナーを開催。参加者は30歳代から70歳代と幅広い世代の方52名の参加があった。

開催

日時:9月20日(土) 9:30~11:45
 場所:みとよ未来創造館
 内容:1部 任意後見制度を知るセミナー
 2部 エンディングノート書き方セミナー
 講師:1部 司法書士
 2部 地域包括支援センター職員



アンケートより

- ・ 制度の名前はよく聞いていたが、少し理解することができた。
- ・ 初めて聞いたので、難しかった。もう一度聞きたい。
- ・ まだ先のことだと思っていたが、考えなければと痛感した。
- ・ 家族と元気な時に話し合う必要を感じた。
- ・ 基礎を学ぶのにいい機会だった。大まかに理解できた。

次年度も開催予定。

・チラシ等による周知

市内の医療・介護・福祉機関に加えて、商店や金融機関に協力を依頼し設置。また、地域包括支援センターの職員等が出前講座としてサロン等に出向いた際にも、周知したり相談に応じたりすることで、成年後見制度の普及を行った。

チラシ設置先	配布先
公的機関(支所等)	30件
医療機関	26件
近隣調剤薬局	53件
金融機関・商店等	38件
出前講座等	随時



チラシのイメージ

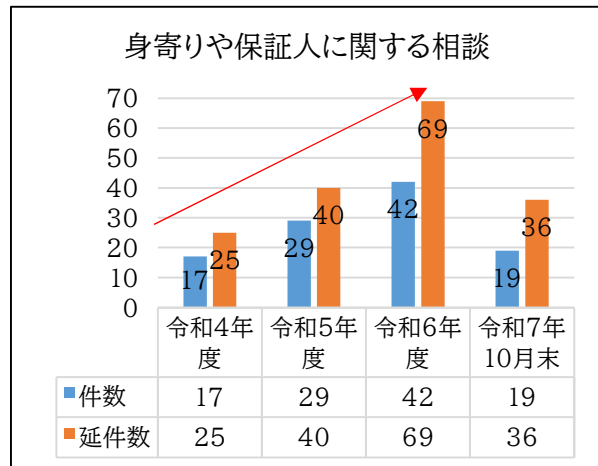
・中核機関周知のためチラシ

資料1

○ 医療施設及び高齢者施設等における身元保証に関するアンケート 資料2・3

➤ 身寄りや保証人に関する相談

- ・ 地域包括支援センター総合相談の内「身寄り」や「保証人」に関する相談件数は右図のように年々増加。また、昨年度の本審議会においても、身寄りのない人への支援について意見があり、市内の入院・入所・通所施設の現状を把握するため、アンケート調査を実施した。



- ・ 調査対象：三豊市内の介護保険施設・医療施設等 72 施設へアンケートを送付
- ・ 調査結果：別紙の通り

➤ アンケート結果から見える課題と問題点

1. 身元保証人に関する現状と課題 (表 1・2 参照)

- ①身元保証人を必要とする施設について
 - ・ 入所の際に 7 割の施設が身元保証人を求めている。
→身元保証人がいない人の受け入れ体制に課題がある。
- ②身元保証人のない人への対応について
 - ・ 身元保証人がいない人は入所を断られている(入所保留や断られている)。
→身元保証人がいない人への支援体制に課題がある。

2. 身元保証人がいないことで、どのようなことが課題となっているか (表 3 参照)

- ①身元保証人が高齢で役割を担えない、身元保証人との関係性が希薄や疎遠である。
 - ②緊急時の対応や手続き(遠方に住んでいる。連絡がつきにくい)に困る。
 - ③意思決定(医療同意など)への協力が得られない。
- 上記の課題があり、現在は施設職員が本来業務ではないと感じながらも対応せざるを得ない状況となっている。

3. 施設等が求めていること (表 4 参照)

- ①身寄りのない人への支援体制の構築。
- ②公的(低額)な身元保証制度。
- ③本人の意思決定支援の理念の浸透や理解のための研修。

4. 国等が作成しているガイドラインの利用について(表5参照)

ガイドラインを「参考にしている」という回答は低く、ガイドラインはあまり利用されていない現状。

➤ アンケート結果に対する対応(案)

① 市民への普及啓発

- ・ 意思決定支援に関する啓発講演会「元気なうちから自分の意向を記す」取り組みを定期的に開催する。
- ・ →年1回、権利擁護に関する啓発講演会を実施し、市民の理解を深める。

② ガイドラインの普及促進

- ・ 現状では関連ガイドラインの認知度や利用度が低いことから、ガイドラインの広報や活用促進に向けた取り組みが必要。
→施設等と勉強会を通して市独自のガイドライン等を作成することで、対応の標準化を図る。

市民後見推進を含む関連事業への取組み ～令和2年から現在まで～

令和8年1月

社会福祉法人
三豊市社会福祉協議会



令和2年度 三豊市市民後見人 第1期生養成とその後

みとよ社協だより

しちふく
～七つの福の結晶～

No. 60
2021年
4月

コロナ禍

令和6年10月 市民後見人誕生

「令和2年度三豊市市民後見人養成講座」を開催しました

内容

令和2年11月6日(金)～令和3年2月2日(火)の期間において、市民後見人養成講座を開催しました。この講座は、新型コロナウイルス対策のため、講義にはDVD視聴も取り入れ実施しました。カリキュラムは成年後見制度や後見業務についての内容を中心に認知症や障害者に関する理解等について学習しました。長期間の講座となりましたが、参加された10名の方は熱心に学ばれました。

なお、養成講座を受講された方については、来年度から本会における「法人後見支援員」や「日常生活自立支援事業生活支援員」としてご協力いただく予定としています。

※「市民後見人」とは、社会貢献への意欲が高い、一般市民の方で、市町村が実施する養成講座を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身につけた方の中から、家庭裁判所により成年後見制度等として選任された方のことです。



※R2年度 10名受講・10名修了・10名名簿登録

【佐藤さんの活動履歴】

- ・ 令和2年度 三豊市市民後見人養成講座 修了
- ・ 令和3年11月 三豊市社協の受任する法人後見のケースの法人後見支援員として活動を開始
- ・ 令和6年10月 高松家庭裁判所 観音寺支部より三豊市初の市民保佐人として選任 (令和7年1月 社協が保佐監督人に選任)
- ・ 現在、他のケースの法人後見支援員としても活躍中

地域包括支援センター
おたっしやだより vol.23

お問い合わせ 地域包括支援センター ☎73-3021
南部高齢者サポート ☎67-3788

▲介護予防レンジャー

▲地域包括支援センターのホームページはこちらから

→ 三豊市初『市民後見人』が誕生しました!
～成年後見制度の新たな担い手～

活動にあたっての想い

市民後見人 さとうさちこ 佐藤 幸子 さん

令和元年に退職し、これから先何か人の役に立つ仕事ができたらと思い、市民後見人養成講座を受講しました。「こんな私にできるのだろうか」と不安を抱きながらも、講座終了後は、社会福祉協議会の法人後見支援員として活動を始めました。

社会福祉協議会の方が優しく指導して下さったことで、不安もなくなり、初めて担当した方への毎月の訪問をスタートできました。その方の心身の状況や将来の不安などをしっかりと傾聴することや状態観察すること、ご利用者さまの声を聴き、そっと寄り添える使命感を持って支援しています。



三豊市社協 広報紙 しちふくNo.60
広報みとよ2025年2月号より、一部記事抜粋

養成後の変化と課題

※市民後見人や支援員の意見

- ・利用者さんが以前より元気になった。
- ・訪問を喜んでくれ、活動の励みになる。
- ・自身の経験（家族の介護など）に生かせる。勉強になる。



※社協担当職員の意見・課題

- ・人生経験豊富な支援員の活動が社協職員の意識向上につながる。
- ・R3年度から継続しているフォローアップ研修が定型化している。
- ・R6年度以降 活動者が減少傾向にある（家庭の事情など）。
- ・支援員活動に適切なケースが少ない（移動距離の問題・フォロー体制が整っていない）。
- ・市民後見人監督業務を担当する職員が固定化している。

※令和3年度～の支援員活動の実績

年度	日自支援員 (延べ支援回数)	法人後見支援員 (延べ支援回数)	合計	活動者数
令和3年度	34	11	45	9
令和4年度	63	26	89	9
令和5年度	63	38	101	9
令和6年度	52	43	95	8
令和7年度 12月末まで	38	20	58	8→6

令和7年度 三豊市市民後見人 第2期生養成講座



※R6年度中の市民後見人誕生が見えており、
予算面で前年度のうちにR7年度の養成を
計画的にすすめることができた。
※カリキュラム作成にあたり、R6年度にで
きた『県内事例集』が参考になった。

※開催会場の予約（場所の確保）に苦戦した。
※アフターフォローを意識するあまり公募に
踏み切れなかった。
※主催者側はDVDを利用すると便利だが、
受講生からは対面講義の希望が多かった。

【養成状況】

- ・受講者 7名
- ・修了者 7名
- ・登録者 7名

※1期生からの通算登録者17名

修了
おめでとう!



2期生の皆様

養成講座の様子

なりきり寸劇団「ほのぼの座」様の寸劇・クイズの様子



※養成講座最終日は1期生のフォローアップ研修との合同開催。
坂出市市民後見人の方を交え、互いの意識向上を図った。
(今後のフォローアップ研修は1・2期生 合同で行う予定)



令和7年度 三豊市市民後見人 第2期生養成カリキュラム

	日程	時間	科目	時間目安(分)	講師等
①	9/2 (火)	9:30~12:10	開講式	20	地域包括支援センター/社協
			成年後見制度の基本理念と概要*	80	社会福祉士
			成年後見人の業務について(身上保護)*	45	社会福祉士
②	9/3 (水)	9:30~12:00	成年後見人の業務について(財産管理)*	70	司法書士
			対象者と社会資源の理解(認知症高齢者)*	55	社会福祉士
③	9/4 (木)	9:30~11:50	対象者と社会資源の理解(知的障害者)*	60	社会福祉士
			対象者と社会資源の理解(精神障害者)*	40	精神保健福祉士
			日常生活自立支援事業/これまでの振り返り	30	(社協)
④	9/8 (月)	9:30~11:40	法律基礎知識(家族法、財産法)*	120	弁護士
⑤	9/9 (火)	9:30~12:00	成年後見の実務①(申立て手続き書類の作成)	140	司法書士
⑥	9/10 (水)	9:30~11:50	成年後見の実務②(財産目録・収支予定の作成)	120	司法書士
			成年後見の実務③(年次報告書・報酬付与申立ての実務)		司法書士
			成年後見の実務④(後見事務終了の手続き・死後事務)		司法書士
			成年後見を取り巻く諸制度の基礎(年金制度等)*		50
⑦	9/11 (木)	9:30~12:00	家庭裁判所の役割	60	家庭裁判所
			税申告について(周知)/これまでの振り返り	20	(社協)
			介護保険・高齢者施策の取組状況	50	介護保険課
⑧	9/30 (火)	9:30~12:00	障害者施策の取組状況	50	福祉課
			虐待防止法について	30	福祉課
			生活保護制度について	40	福祉課
⑨	10/2 (木)	9:30~12:00	消費者被害と消費者保護	60	消費生活センター
			質疑応答/事務連絡	30	(社協)
			体験実習(日常生活自立支援事業/法人後見業務)	120	(社協)
⑩	11/26 (水)	9:30~12:00 みとよ未来創造館 3階 大ホール	中核機関の役割と取組み	30	地域包括支援センター
			市民後見人活動報告	20	坂出市 市民後見人
			寸劇・交流座談会(寸劇/1期生との交流)	60	なりきり寸劇団「ほのぼの座」
			修了証書授与・登録説明・閉講式	30	地域包括支援センター/社協

▶ 会場は主に高瀬町社会福祉センター(三豊市社協 高瀬支所)を利用 *印は動画視聴

三豊市社協の現状

【日自事業】

	前年度 継続	新規 契約	契約 終了	年度末 利用者数
R 2年度	35	12	6	41
R 3年度	41	20	9	52
R 4年度	52	8	10	50
R 5年度	50	9	8	51
R 6年度	51	10	6	55

R 7年 12月末 64件

内訳) 認知16名、精神15名、知的14名、その他10名

【法人後見】

前年度 継続	新規受任 監督含む	辞任 終了	年度末 受任件数	合計
11	1	0	12	53
12	5	1	16	68
16	4	0	20	70
20	1	2	19	70
19	3	3	19	74

内訳) 後見 9件、保佐 8件、補助 1件、保佐監督 1件
90代以上 4名、80代 6名、70代 3名
60代 3名、50代 2名、40代 1名

【数字に見えない特徴】

- ・夫婦や兄弟での利用（一方が日自・一方が後見、2人とも日自）
- ・高齢利用者のほかに50～60代の世帯員がおり、生活に困窮している

■ まとめ・今後の課題

※市民後見人候補者の活躍支援

- ・適切なケースの洗い出しを行い、活動休止者や第2期生との個別面談を予定
- ・社協担当職員の人員確保、組織的な支援体制の強化

※「新たな事業」、成年後見制度の見直しについて

- ・より幅広い業種を含む関係機関との連携
- ・より組織的な対応が求められることへの対応（人員確保・財源の課題）

※広域で検討を要すべき事項

- ・県内社協で協議を継続している
(地域福祉推進委員会 権利擁護のあり方に関する小委員会)

